

建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係る リスクコミュニケーションに関する指針

(平成29年6月30日環境経済部長決裁)
(改正 令和3年3月4日環境経済部長決裁)
(改正 令和7年9月18日環境経済部長決裁)

1 趣旨

この指針は、解体等工事での石綿飛散に対する周辺住民等の不安を払拭し、工事発注者又は自主施工者と周辺住民等との相互理解（リスクコミュニケーション）を促進することを目的とする。

2 国のガイドラインの適用

- (1) 工事発注者又は自主施工者は、「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン（令和4年3月。環境省）」（以下「ガイドライン」という。）に定める方法に従い、リスクコミュニケーションを行うものとする。
- (2) この指針において使用する用語は、ガイドラインの例による。

3 市への報告対象

- (1) 工事発注者又は自主施工者は、大気汚染防止法に定める特定工事で、石綿が漏洩又は飛散したものについて、次のアからエのリスクコミュニケーションの実施状況を市に報告するものとする。
 - ア 工事の実施前に行ったリスクコミュニケーション
 - イ 工事の実施中に行ったリスクコミュニケーション
 - ウ 工事の終了後に行ったリスクコミュニケーション
 - エ 石綿が漏洩又は飛散したときに行ったリスクコミュニケーション
- (2) 工事発注者又は自主施工者は、大気汚染防止法に定める届出対象特定工事で、石綿が漏洩又は飛散しなかったものについて、石綿を除去する面積が10m²を超えるものにあつては、(1) アからウのリスクコミュニケーションの実施状況を市に報告するものとする。

4 市への報告の方法

工事発注者又は自主施工者は、リスクコミュニケーションの実施状況を、別紙様式により速やかに越谷市長に報告するものとする。

5 市による助言

この指針に基づくリスクコミュニケーションの円滑な実施のため、越谷市長が工事発注者又は自主施工者に対して助言する場合がある。

附 則

- 1 この指針は、平成２９年７月１日から施行する。
- 2 石綿の除去工事に係る事前周知と相互理解の促進に関する指針（平成２１年４月１日施行）は、廃止する。

附 則

この指針は、令和３年４月１日から施行する。ただし、様式については、令和３年３月４日から施行する。

附 則

この指針は、令和７年９月１８日から施行する。

(様式)

年 月 日

(あて先)
越 谷 市 長

報告者 住所

氏名

電話 ()
法人にあっては、その事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名

石綿の除去工事に係るリスクコミュニケーションを実施しましたので
「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュ
ニケーションに関する指針」に基づき次のとおり報告します。

1	工事の名称及び場所
2	リスクコミュニケーションの種類及び実施時期 種類(○で囲む): 工事実施前 ・ 実施中 ・ 終了後 ・ 漏洩、事故発生時 実施時期 年 月 日から 年 月 日まで
3	リスクコミュニケーションの実施方法 (実施したものすべてに○印を付すこと、説明会の場合は、その会場の 名称・所在地を記入) 説明会(会場名: 所在地:) 個別訪問・チラシ配布・回覧板・その他()
4	リスクコミュニケーションの対象者の範囲及び人数 対象者の範囲(近接自治会、敷地境界から〇m以内等) 人数 人(戸) (説明会は参加者数・戸別訪問等は戸数(含む事業者数))
5	リスクコミュニケーションの内容(配布資料がある場合は添付してください)

記入欄が不足する場合は別紙に記載すること(様式任意)

(A4版サイズ)